

# 秦漢時代における「天子階」(陛)の

## 構造・機能とその変遷

聶 寧\*

(要旨)

「陛、天子階なり。(陛、天子階也)」「(玉篇) 先秦時代における「陛」は天子専用の施設ではなかったが、秦漢時代に入り、「陛」は皇帝と関わる空間にのみ設けられる「天子階」となった。それと共に、複雑になり、多様化した。

古代中国の儀礼空間のなかで、階を通して身分を区別し権力を強調する。その階は間違いなく見過ごせない研究対象である。そのため、秦漢時代の皇帝制度を理解するには、皇帝と関わる「天子階」(陛)を検討する必要がある。本稿は空間という視角より、「天子階」(陛)という施設に着目し、秦漢時代における「天子階」(陛)はどのような構造があったか、どのような機能を持っていたか、どのような特徴があったか、どのように変遷してきたか、という問題について検討する。

史料に基づき、考古学の発掘調査の成果を合わせて分析した結果は、秦漢帝国の「天子階」(陛)は「城」・「平」両階の特徴を持ち、「重軒三階」および二十七級で設けられ、「堂塗」で「陛」・「廷」空間を繋ぎ、「周旋」的な空間を築いたものである。後世の朝廷における「陛」に影響を与えた原点となったといえる。

この「天子階」は皇帝の身分と「權威」を強調し、秦漢帝国の天子制度・官吏制度を表現した。しかも、秦漢時代の「階級」意識もこの空間構造で表現された。これは空間という可視的な次元において、中国の皇帝制度を象徴的に表現するものであった。

### 一 先行研究と問題提起

「陛、天子階なり(陛、天子階也)」「(玉篇)」、すなわち、「陛」は天子の階段であり、天子の身分を示す空間施設であり、天子と関わる空間に設けられる。本稿ではこの「天子階」(陛)について検討する。

『新書』「階級」にある「天子は堂の如き、群臣は陛の如き、衆庶は地の如し(天子如堂、群臣如陛、衆庶如地)」<sup>①</sup>というように、「陛」は「堂」と「地」の間にある立体施設であり、「堂」と「地」の上下の高さの違いを媒介し、両者を連結するものである。そのうえ、天子は「堂」のように高い処に存在し、平民は「地」のように低い処に存在するのである<sup>②</sup>。官吏は天子と平民の間にいる媒介であり、天子と平民を連結する「陛」のような存在である。「陛」という空間施設を通して「堂」と「地」の上下関係を表している。それゆえに、「陛」を設ける可視的な空間において、天子・官吏・平民の関係も表現されている。

且つまた、後漢の蔡邕『独断』には次のような関係記録がある。

漢天子の正号は「皇帝」と曰う。自ら称して「朕」と曰う。臣民は之を称して「陛下」と曰う。其の言は「制詔」と曰い、史官事を記するに「上」と曰う。

(漢天子正號曰「皇帝」、自稱曰「朕」、臣民稱之曰「陛下」、其言曰「制詔」、史官記事曰「上」)<sup>③</sup>

これにより、「陛下」は臣民の皇帝に対する尊称であることがわかる。そのうえ、

\* 山口大学大学院東アジア研究科博士課程2年  
(The Graduate School of East Asian Studies, Yamaguchi University)

天子には必ず近臣の兵を執りて陛側に陳なり、以て不虞を戒むるあり。群臣は天子に言すに、敢えて天子を指斥せず、故に陛下に在る者を呼びて之に告ぐ。卑に因りて尊に達するの意なり。上書も亦た之の如し。

(天子必有近臣、執兵立於陛側、以戒不虞。群臣与天子言、不敢指斥、故呼在陛下者而告之、因卑達尊之意。上書亦如之。)<sup>(4)</sup>

ここから「陛下」は、陛下において「天子の警護に当たる者をさし、臣下が奏聞や上表の際、それらの警護者を呼び、取り次いでもらったことから生じた名称」<sup>(5)</sup>であることがわかる。言い換えれば、「陛下に在る者(在陛下者)」を「陛下」と称することを通して、「陛」の上にいる「天子」を示した。皇帝の尊称である「陛下」は空間構造としての「陛」と深く関わるといえる。

更に、『説文解字』には「階は陛なり(階、陛也)」<sup>(6)</sup>及び「陛は高きに昇る階なり(陛、升高階也)」<sup>(7)</sup>とあり、『独断』には「陛は階なり。由りて堂に昇る所なり(陛、階也。所由升堂也)」<sup>(8)</sup>とある。すなわち、「陛」の本義は階段である。「天子階」としての「陛」は天子と関わる空間にある重要な施設であろう。

秦漢時代に入り、中国では皇帝制度がたてられ、「皇権」を表す存在も新制度の構築と共に現れた。秦漢時代では、①日常業務、②政令伝達、③儀礼空間、の機能を持つ場としての朝廷空間も整備され<sup>(9)</sup>、ここは国の政治の中核の場所になった。この空間の中で、空間にある位置によって身分を区別し、儀礼に基づき、国の管理を実施した。この朝廷空間の中において、上下空間を区別する役割を果たすのは「天子階」であろう。

残念ながら、現段階において、「天子階」を特定テーマとして総合的に検討した研究成果はまだみられなかった。しかし幸いなことに、宮城・殿の構造を検討した先行研究がある。これらの先行研究において、「天子階」とかわる内容があるが、検討不足のところや検討していない疑問も残されている。

例えば、陳蘇鎮は未央宮前殿の構造を詳しく分析し、前殿の殿陛にも言及し、考古学の発掘成果に基づいて未央宮の前殿の正階は東西両陛と判断したが<sup>(10)</sup>、前殿の殿陛の特徴および変遷について分析していないのである。劉敦楨も、未央宮前殿の正階は東西両陛であると指摘したが<sup>(11)</sup>、未央宮前殿に対する分析では、前殿の殿陛の機能とその特徴を探究していない。楊鴻勛は、陳蘇鎮と劉敦楨の主張とは異なり、未央宮前殿の正階は三つあり(図1)、皇后の正殿である椒房殿の正階は二つある(図2)と指摘した。そのうえ、詳細な構造図を作成し、具体的な未央宮の宮殿の構造を示した<sup>(12)</sup>。しかし、楊鴻勛の説において、未央宮前殿の正階はなぜ三つあるか、という問題を論述していないのである。さらに、李毓芳は発掘調査に基づき、未央宮の空間構造について総合的に検討し、前殿の台基の高低差までも調べた<sup>(13)</sup>。李毓芳の研究の重要なところは、発掘調査の結果から、未央宮前殿における南・中・北三殿の遺跡の台基の高低差を記していることである。前殿の殿陛の構造について言及していないが、殿陛の研究のために前殿に関する考古学の調査結果を提供した。その結果があるため、未央宮の前殿の「陛」について、史料と考古学の成果の対比的な検討ができるようになる。

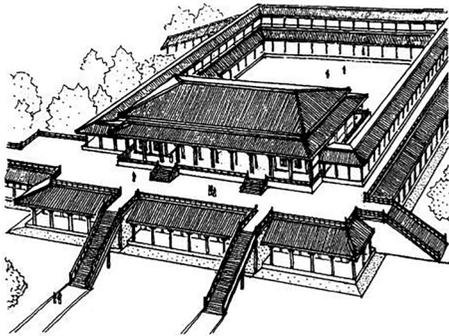


図2 漢長安城の未央宮椒房殿復元構想図

出所：楊鴻勳『宮殿考古通論』（紫禁城出版社、2001年）242頁

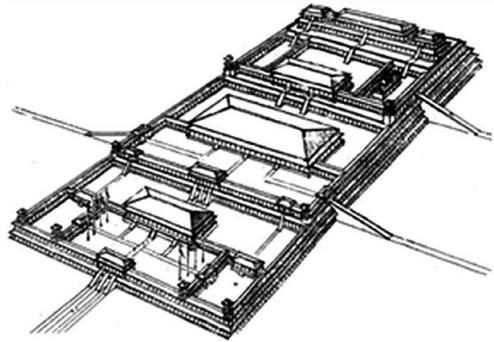


図1 漢長安城の未央宮前殿復元構想図

出所：楊鴻勳『宮殿考古通論』（紫禁城出版社、2001年）235頁

これらの数少ない「天子階」（陞）に関する先行研究から、以下の問題を解決する必要があることがわかる。それらは前殿（朝廷空間の核心的な建築物）に設けられる「陞」は、①どのような施設であったか、②どのような特徴があったか、③どのような機能をもっていたか、④どのように変遷してきたか、という問題である。そのため、以上の問題点をもち、本稿ではこの「天子階」に関する先行研究を参考にし、秦漢時代に限定し（変遷を明らかにするために先秦時代の「陞」についても検討する）、朝廷空間にある前殿の「天子階」に着目し、その構造と特徴、機能およびその変遷について検討する。

## 二 「天子階」（陞）の形成

秦漢時代の「天子階」（陞）を明らかにするために、その形成について検討する必要がある。これから先秦時代の「陞」の記録より「天子階」（陞）はどのように変化してきたか、という問題を究明してみよう。

『墨子』「備城門」<sup>14</sup>には「陞・高さ二尺五寸、長さ長さのおの三尺、遠さ広さのおの六尺（陞・高さ二尺五寸、廣長各三尺、遠廣各六尺）」とあり、更に「城上に五十歩ごとに陞・一道、高さ二尺五寸、長さ十歩（城上五十歩一道陞、高二尺五寸、長十歩）」<sup>15</sup>とある。また、『墨子』「備穴」には「陞・と石を造らず、懸ける陞を以て上下し出入りする（勿為陞與石、以縣陞上下出入）」<sup>16</sup>とある。『墨子』にある「陞」の記録によつて先秦時代においては「陞」が階段を指すことが判る。一般の城門でも「陞」を使っていたことから、「陞」はまだ天子空間の施設になつていなかった。

しかし、先秦時代の後期には、「陞」はすでに君主の「朝」空間と関

わるようになった。例えば、『楚辞』「大招」には「傑すくを挙げ、陛すくに圧す(挙傑すく陛すく)」<sup>17</sup>とあり、『慎子』「慎子逸文」には「能く万鐘の祿を朝陛すくに辞す(能辭萬鐘之祿於朝陛)」<sup>18</sup>とある。『戦国策』燕策・燕三にも、

秦王は之を聞き大いに喜び、乃ち朝服して九賓を設け、燕の使者を咸陽宮に見る。荆軻は樊於期の頭の函を奉ず。<sup>19</sup>而に秦武陽は地函の匣を奉ず。次を以て進み陛すく下すくに至るや、秦武陽色変じ、振恐す。群臣之を怪しむ。

(秦王聞之、大喜。乃朝服、設九賓、見燕使者咸陽宮。荆軻奉樊於期頭函、而秦武陽奉地圖匣、以次進至陛すく下すく、秦武陽色変振恐、群臣怪之。)<sup>19</sup>

という記録がある。

さらにまた、『戦国策』秦策・秦五には秦の公子子楚(原名異人、後の秦の莊襄王、始皇帝の父)が自身の父である当時の秦王(秦の孝文王)を「陛すく下すく」と称した記録がある<sup>20</sup>。これが「陛すく下すく」を君主の呼称とした初見である。この時期より、「陛すく下すく」は戦国秦の君主専用の呼称になった<sup>21</sup>。それと同時に、「陛すく」は君主空間にある施設として設けられるようになった。秦漢時代に入り、「陛すく」は皇帝の空間にも設けられた。晋の摯虞『決疑要注』には「凡そ大殿は乃ち陛すくあり、堂は則ち階あり、陛すく無きなり(凡大殿乃有陛、堂則有階無陛也)」<sup>22</sup>とある。明らかに「陛すく」は大殿の施設になり、一般的な堂にはすでに設けられなかったことを記した。そのうえ、『史記』『漢書』『後漢書』などの秦漢史料において、「陛すく」は皇帝空間にのみ現れた<sup>23</sup>。現状では、他の空間に設けられた記録は未だ見られていない。しかし、これでは「陛すく」が皇帝空間にのみ設けら

れたとは断言できるのか。秦漢史料の中に「陛すく」は皇帝と無関係な空間に現れた記録は一条も見られないことは偶然とは言えない。それは「陛すく下すく」という呼称は秦漢皇帝および「臨朝」皇太后の専称<sup>24</sup>になったことに深く関わると思われる。

『独断』の言うように、「陛すく下すく」は、陛の下において「天子の警護に当たる者」をさし、臣下が奏聞や上表する際、それらの警護者を呼び、取り次いでもつたことから生じた名称<sup>25</sup>であるため、間違いなく「陛すく下すく」という施設に深く関わるのである。「陛すく」と深く関わる「陛すく下すく」は既に皇帝・「臨朝」皇太后の専称になった。故に、身分を明示するためには、「陛すく」は皇帝空間以外のところに設けられないと考えられる。「陛すく」は皇帝空間の専用の施設になったと判断できる。そのため、『玉篇』において「陛すく」を「天子階」と解釈したのである。これは「陛すく」が天子専用の表れであろう。

「陛すく」の天子専用化に従い、秦漢時代の「陛すく」の構造と機能は変化していた。そこで次に「陛すく」という「天子階」の構造の変遷と機能について検討する。

### 三 先秦の「両階」構造を継承した秦漢の「陛すく」

「凡そ大殿は乃ち陛すくあり(凡大殿乃有陛)」(『決疑要注』)というように、秦漢時代、「陛すく」はすでに大殿の必要構造になった。大殿は皇帝の関係する空間であり、秦漢帝国の代表的な大殿は正朝とする前殿である。前殿は朝廷空間の中心構造としていたのである。例えば、『史記』「秦始皇本紀」には、「乃ち朝宮を渭南の上林苑中に営作し、先ず前殿阿房を作

る（乃營作朝宮渭南上林苑中。先作前殿阿房）<sup>26</sup>とある。ここから秦代には、前殿は間違いなく朝廷空間の核心的な構造であることがわかる。また、『史記』「高祖本紀」に「未央宮成。高祖諸侯群臣を大朝し、酒（宴）を未央前殿に置す（未央宮成。高祖大朝諸侯羣臣、置酒未央前殿）」<sup>27</sup>とある。この記録により、前殿は未央宮の大朝会を行うところであり、最も重要な建築物であることがわかる。

更に、未央宮の前殿は正朝のところである<sup>28</sup>ため、前殿は「陞」の設ける建物であるに違いない。そのうえ、前殿の「陞」の構造、特に「陞」の正階<sup>29</sup>の構造はどのような特徴があったか、どのように変化してきたか、という問題を明らかにする必要がある。そのため、先秦時代の君主の正殿の正階に遡って検討してみる。

『大戴禮記』「朝事」には「天子南郷して諸侯に見ゆ（天子南郷見諸侯）」<sup>30</sup>とある。これは周天子が南に向いて諸侯を会見した記録である。また、『申鑒』「時事」にも「天子は南面し天下を聴き、明に向いて治める（天子南面聽天下、嚮明而治）」<sup>31</sup>とあるため、先秦時代の君主の正殿の正階は南にあると判断できる。

先秦時代、正殿の南にある階は「東西」両階構造であった。『儀礼』「観礼」には天子に拝謁する儀礼についての記録がある。この記録の中に明白に「両階」の一つの「西階」と記述している。

中庭……侯氏は西階より降りて、東面し宰幣を授けられ、西階の前で再拝稽首す。馬を以て出づ。人に授け、九馬之に従う。事畢る。

（中庭……侯氏降自西階、東面授宰幣、西階前再拝稽首、以馬出、授人、九馬隨之。事畢。）<sup>32</sup>

ここに「中庭」「西階」の空間構造が記録されている。「中庭」は「階」を通して階の上にある空間と繋がっている。「西階」が存在しているため、階は一つではないということが判る。また、『尚書』「周書・顧命」には二人雀弁し、恵を執り、畢門の内<sup>33</sup>に立つ。四人綦弁し、戈を執りて刃を上げ、両階の庀を挾んでたつ。

（二人雀弁、執恵、立于畢門之内。四人綦弁、執戈上刃、夾兩階庀。）<sup>33</sup>

とあり、「両階」が明白に記録されている。

「路寝の門、もう一つの名は畢門（路寝門、一名畢門）」という孔伝の注釈により、この条が路寝を中心とする空間を表していることが判る。「畢門」は「路寝」の正門である。「路寝」は君主の正室<sup>34</sup>であり、聴政の場<sup>35</sup>でもある。唐代の『通典』には「紫宸殿は、（即ち）漢の前殿、周の路寝なり（紫宸殿者、漢之前殿、周之路寝）」<sup>36</sup>とあり、周代の「路寝」と漢代の「前殿」は正朝のところであることは指摘されている。故に、「前殿」は「路寝」の構造の特徴に影響された可能性がある。

更に、『尚書』「顧命」の「両階」は「路寝」の南にある階を指す。天子に拝謁するとき、「側階」ではなく、正面にある階を昇るのが礼儀である。そのため、「西階」は「側階」に属しておらず、正面にある階に相違ない。したがって、正面にある階は「西階」と「東階」の「両階」がある。この「両階」は「畢門」に向いている。この「両階」は殯礼を行うとき、「賓階」「阼階」と呼ばれる。

『史記』「孔子世家」および『説文解字』の記録にはこの両階に関わる記述がある。

夏人は東階に殯し、周人は西階に(殯し)、殷人は兩柱の間に(殯す)。

(夏人殯於東階、周人於西階、殷人兩柱間。)<sup>37)</sup>

夏後は阼階<sup>38)</sup>に殯し、殷人は兩楹の間に殯し、周人は賓階<sup>39)</sup>に殯す。

(夏后殯於阼階、殷人殯於兩楹之間、周人殯於賓階。)<sup>39)</sup>

この二条を比較すると、「阼階」は「東階」であり、「賓階」は「西階」であることが判る。

『禮記』「文王世子」には「成王は幼く、阼に泣むこと能わず(成王幼、不能泣阼)」とあり、「泣は視なり、阼階を視て人君の事を行う能わず(泣、視也、不能視阼階行人君之事)」と鄭玄が注釈をつけた<sup>40)</sup>。『呂氏春秋』「安死」には「闕庭を設けて宮室と為し、賓阼を造りて都邑の若くす(設闕庭為宮室、造賓阼也若都邑)」<sup>41)</sup>とあるため、宮城では「賓阼」兩階を築いたことが明白である。

この南にある東西「兩階」によって殿と「中庭」が繋がっている。

すなわち、先秦時代では、正殿の正階は南向きであり、更に東西兩階を設ける構造である。では、秦漢時代の前殿の正階は先秦時代の兩階構造を継承したのであろうか。

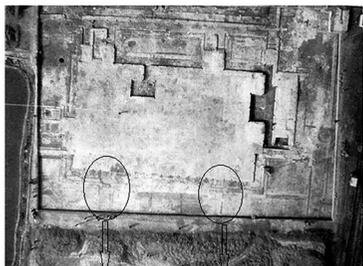
『漢書』「王莽傳」には「安漢公(王莽)は、撰に居て祚を踐み、天子の鞞<sup>ひびきかんり</sup>を服し、戸牖<sup>まど</sup>の間において斧依<sup>おのい</sup>を背にし、南面して群臣を朝し、政事を聴く(安漢公居攝踐祚、服天子鞞、背斧依於戸牖之間、南面朝群臣、聽政事)」<sup>42)</sup>とある。この条は、安漢公(王莽)が天子の代行となり、天子の服装を着て、朝廷において戸の間で斧の模様の屏風を背にして群臣たちに南向きに対面して政治を行うことを記録した。これによ

り、群臣は王莽の南に位置したことがわかる。故に、漢代の前殿の正階は南階であることも断言できる。

そのうえ、前殿の正階の構造について、『漢書』「王莽傳」には「(王)莽は親ら前殿の兩階の間において迎える(莽親迎於前殿兩階間)」<sup>43)</sup>とある。これは王莽が未央宮の前殿の兩階の間で皇后を迎えたことを記している。皇后を迎えることは大礼の一つであるため、ここの「兩階」は前殿の南の正階を指すことが判る。

また、中国社会科学院考古研究所によって編著された『漢長安城未央宮——1980—1989年考古發掘報告』によれば、未央宮前殿の基壇の南部では、東段と西段にはそれぞれ一つずつ南北向きに版築された土台の遺跡がある。その版築の土台の長さは16×26メートルで、幅は3×4メートルぐらいである。前殿の基壇の南部と繋がっているため、前殿の南部の殿に登る「踏道」と判断された<sup>44)</sup>。史料の記録と合わせて分析すると、この二つの「踏道」は前殿の兩階の基壇の遺跡だと推定できる。

更にまた、前漢の長安城にある未央宮の椒房殿も(図3)、桂宮の正殿も(図4・図5)「兩階」構造である。桂宮は前漢の武帝の太初四年(紀元前一〇一年)に築かれた。桂宮の南院で主殿の遺跡が発掘された。宮殿の遺跡は中心部にあり、その東西の両側には付属建物がある。宮殿の南は広い庭であり、北にはいくつかの小さい庭がある。この構造から宮殿の正階は南にあり、東西兩階であることがわかる<sup>45)</sup>(図4・図5)。したがって、未央宮の椒房殿の正階の「兩階」構造、および桂宮の主殿の正階の「兩階」構造から、「兩階」は確実に漢代の主殿の正階の特徴と言える。ゆえに、秦漢時代の「陛」の正階は先秦時代の「兩階」の特徴を継承したと考えられる。



西階と堂塗      東階と堂塗

図4 桂宮の南院宮殿（二号）建築遺跡俯瞰図を元に筆者加筆

原図の出所：劉慶柱・李毓芳共著『漢長安城』（文物出版社、2003年）115頁

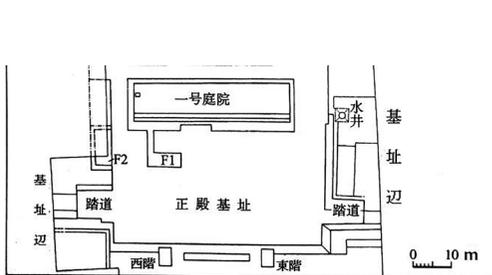


図3 未央宮の椒房殿の考古発掘平面図を元に筆者加筆  
原図の出所：中国社会科学院考古研究所編著『中国考古学 秦漢卷』（中国社会科学出版社、2010年）189頁

四 「城」・「平」を持っている前殿の正階

未央宮前殿の殿陛について、後漢の班固は「左城右平」（『西都賦』）と説明している。この言葉は、前殿の南にある二つの正階の特徴を示しているものである。この「左城右平」とはどのような構造で、どのような機能をもっていたか、という問題について検討してみる。

『説文解字』に「殿は堂の高大なるものなり（殿、堂之高大者也）」とあるため、堂は殿の前身と言えるのであるが、堂と殿の構造は全く同じであろうか。この問題に対して、前漢の劉歆『七略』には「王者の宮の中、必ず城を左にし、平を右にす（王者宮中、必左城而右平）」<sup>46</sup>とあり、晋の摯虞『決疑要注』には「凡そ大殿は乃ち陛あり、堂は則ち階あり陛無きなり。左城右平は……城は階級と為すなり。九錫の礼、納陛<sup>47</sup>を

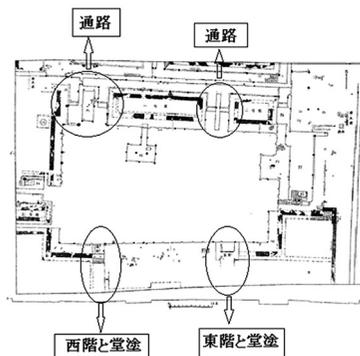


図5 桂宮の南院宮殿（二号）建築遺跡平面図を元に筆者加筆

原図の出所：劉慶柱・李毓芳共著『漢長安城』（文物出版社、2003年）116-117頁の間に載せる附図

以て登るとは、此の階を受け以て上るを謂うなり（凡大殿乃有階、堂則有階無階也。左城右平者……城者為階級也。九錫之礼、納階以登、謂受此階以上）<sup>48</sup>とある。すなわち、堂と殿の区別は「階」によって表現された。殿には「階」があり、堂には「階」がなく「階」がある。殿の「階」の特徴は「左城右平」である。ここで注目したいのはこの「左城右平」のことである。

後漢の班固『西都賦』には「左城右平、重軒三階」<sup>49</sup>とある。また、「未央前殿、左城右平」（『三輔黃圖』）という記録には、明白に未央宮の前殿の階段は「左城右平」であると記されている。このため、『決疑要注』の記録は前殿の状況と一致している。

それなら、「城」・「平」というのはどのような構造であろうか。「城」については、幾つかの説明がある。『決疑要注』には「城は階級と為すなり（城者為階級也）」とあり、『廣韻』に「城、階齒なり（城、階齒）」とある。すなわち、「城」は「階齒」を持つ「階」である。

これに対して、唐代の呂延濟は班固『西都賦』について「城は階級なり。右は車に乗りて上り、故に平らかならしむ。左は人が上り、故に級と為す（城、階級也。右乗車上、故使平。左人上、故為級）」<sup>50</sup>と注をつけた。すなわち、「平」は「階齒」のない、車の通過できる「階」である（図9）。更にまた、この「城」・「平」の構造は西周時代の祭祀の建築ですで見られる（図6）。

図6で注目したいのは中央の一番大きい建物の階の構造である。その建物の正面に向いている階は三つある。左側と中央にある階は「階級」のない階段であり、右側の階は「階級」のある階段である。これは間違いない「城」・「平」構造を表している。

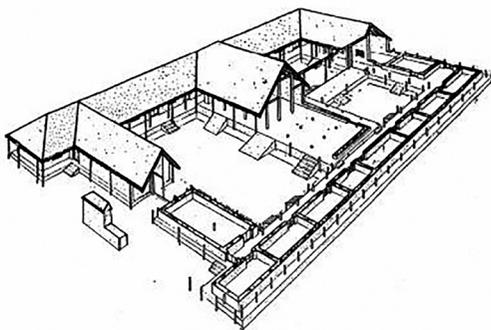
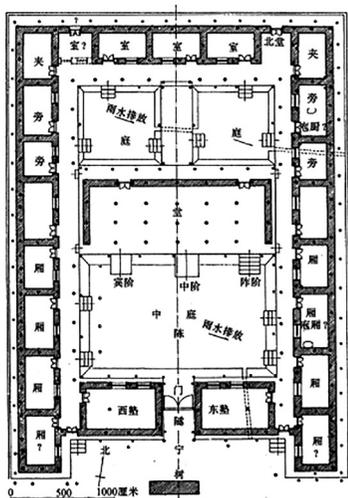


図6 陝西岐山鳳雛村西周祭祀建築平面構造図・立体復元図

出所：劉叙傑主編『中国古代建築史 第一卷（原始社会、夏、商、周、秦、漢建築）』（中国建築工業出版社、2003年）246頁



図7 謁見図 (局部)

出所：任日新「山東諸城漢墓画像石」(『文物』、1981年第10期)

また、漢代の画像石の「謁見図」(図7)にも「城」・「平」の階段構造が見られる。

この「謁見図」は建物の中の最も大きく描かれた人物に謁見する場面である。ここで注目したいのは建物の前にある「兩階」である。この「謁見図」は「左城右平」の階段構造を明白に描いている。左側は「階級」のある「城」であり、右側は「階級」のない「平」である。そのため、「左城右平」の階の構造は周代および秦漢時代で確実に存在していた。そのうえ、『三輔黄圖』にある「左城右平」は前殿の南にある正階の構造と推定できる。前殿の「天子階」の構造には、人が登れる「城」の「陞」もあり、車の登れる「平」の「陞」もあるのである。

ところで、「左城右平」の「平」は東にあるのであろうか、或いは西にあるのであろうか。陝西岐山県鳳雛村西周祭祀建築平面構造図・立体

復元図(図6)と「謁見図」(図7)を比較すると、「城」と「平」は互いに対面に位置づけられた。陝西岐山県鳳雛村西周祭祀建築平面構造図・立体復元図「平」は西階であるが、「謁見図」の「平」は東階である。その「平」の位置が正反対であるため、前殿の「城」・「平」の位置についても検討する必要がある。

『晉起居注』に「太始四年正月、上、軒・臨し、群臣を太極前殿に朝せしめ、安平王に詔して、輿車に載りて殿に昇らしむ。上は阼階において迎えて拝す(太始四年正月、上臨軒朝群臣於太極前殿、詔安平王載輿車昇殿、上迎拜於阼階)」とある。この記録により、太極前殿には輿車の殿に昇れる階があることがわかる。そのうえ、「阼階」は殿の正面にある東階であるため、安平王の輿車が通過した階は前殿の正面にある「平」は「阼階」であり、「東」にあることは推定できる。これは図7の漢代画像石の「謁見図」にある「平」階の位置と一致している。しかし、この条は西晋の正殿である太極殿を記したが、漢代の正殿の状況についてどこまで明確にしうるのであろうか。

西晋の太極殿は魏(曹魏)の明帝の太極殿である。すなわち、そのまま使用したのである。そのうえに、魏の太極殿は漢の洛陽の崇徳殿に基づいて構築されたのである。

『三国志』「文帝紀」の「十二月、初營洛陽宮」に対して、南朝宋の裴松之は「明帝の時に至り、始めて漢の南宮の崇徳殿の処に太極殿・昭陽諸殿を起つ(至明帝時、始於漢南宮崇徳殿處起太極・昭陽諸殿)」と注をつけた。また、『水経注』「穀水」には「魏の明帝は洛陽の南宮を天の太極に象り、太極殿を漢の崇徳殿の故処に起つ(魏明帝上法太極于洛陽南宮、起太極殿于漢崇徳殿之故處)」とある。そのため、太極殿は確実に崇徳殿を元に築いたのである。

そのうえに崇徳殿は正殿である。『後漢書』「孝和孝殤帝紀」には「八月辛亥、帝崩じる。癸丑、崇徳前殿に殯す。年二歳（八月辛亥、帝崩。癸丑、殯于崇徳前殿。年二歳）」とあり、「孝安帝紀」に「皇太后崇徳殿に御す。百官皆な吉服す。群臣陪位す（皇太后御崇徳殿、百官皆吉服、羣臣陪位）」とある。この二条の記録により、崇徳殿は重要な儀礼を行うところであり、朝の中心とする正殿であることがわかる。

故に、正殿である太極殿が正殿としての崇徳殿を元に構築されたため、太極殿は崇徳殿の構造を継承した可能性が高い。更に、太極殿の「右平」は「謁見図」と一致しているため、崇徳殿も同様に「右平」の特徴を持っていたと推定できる<sup>(56)</sup>。

その「左城右平」の構造を復元してみると、図9（立体イメージ図）および図11（平面イメージ図）のようになる。本節の分析をまとめていえば、この「左城右平」は秦漢時代の「天子階」の正陛の特徴と言える。

## 五 「陛」の「重軒三階」構造

前節で、「左城右平」の構造はわかったが、班固『西都賦』には漢代の前殿の階段について「左城右平、重軒三階」と記されているため、「重軒三階」も殿陛の構造の一部であろう。そこで、「重軒三階」の構造について検討する。

『西京雜記』には「漢の高（祖皇）帝七年、蕭相国が未央宮を営る。龍首山によつて前殿を製り、北闕を建つ（漢高帝七年、蕭相國營未央宮。因龍首山製前殿、建北闕）」とある。『水経注』「渭水」には「高祖は関東にあり、蕭何に令して未央宮を成さしむ。（蕭）何は龍首山を斬りて之を営めり（高祖在關東、令蕭何成未央宮、何斬龍首山而營之）」<sup>(58)</sup>

とある。

この二条により、未央宮の前殿の基壇は龍首山を削つて築かれたことがわかる。

また、蔡質『漢儀』にも「正月の朝、天子徳陽殿に幸し、軒に臨す……其の徳陽殿周旋には万余人を容る。陛・高きことは一丈、皆文石（を以て）壇を作る（正月朝、天子幸徳陽殿、臨軒……其徳陽殿周旋容萬餘人。陛高一丈、皆文石作壇）」<sup>(60)</sup>という記録がある。

すなわち、未央宮の前殿を構築する前に、山を削つて殿の基壇を築いたのである。その基壇は高く、表面は後漢の徳陽殿のように石で飾られた。上に軒欄が基壇を囲んで設けられていた<sup>(61)</sup>。軒は木造である<sup>(62)</sup>。

高い基壇を築き、基壇のうえに殿や堂などの建物を建てる建築方法は戦国時代に既に存在していた。例えば、斉国の桓公台、趙国の宮城にある龍台、燕下都の武陽台の宮殿基壇、秦国の咸陽宮にある宮殿基壇<sup>(63)</sup>などである。しかし、秦漢時代の基壇の築き方は戦国時代の築き方と異なっていた。戦国時代の基壇は人力で土を重ねあげた。秦代、阿房宮を築いた時、高い地形を利用して龍首塬というところに基壇を作ったのである。未央宮は秦代の阿房宮の前殿の基壇の築き方を継承し、地形の特徴を利用し、龍首山を基壇としたのである。このような築き方は、一方で蕭何の言ったように「壯麗に非ざれば以て威を重くするなし（非壯麗無以重威）」（『史記』「高祖本紀」）、すなわち、皇帝の權威を強調する。もう一方では、戦国時代の建築方法よりかなり人力を節約できる。「陛」は基壇の壇上・壇下を結びつけるものであるため、「重軒三階」は壇上・壇下の上下の違いを表している。

また、「軒」は大朝会を行う時、重要な空間となった。「正月旦、天子徳陽殿に幸し、軒に臨す（正月旦、天子幸徳陽殿、臨軒）」（『漢儀』）と

いう記録があり、『後漢書』「崔駰列傳」に「天子、軒に臨す（天子臨軒）」<sup>64</sup>とあり、『鄴中記』に「石虎正会するに、虎正殿において南面して軒に臨す（石虎正會、虎於正殿南面臨軒）」とあり、『晉起居注』に「太始四年正月、上、軒に臨して太極前殿において群臣を朝す（太始四年正月、上臨軒朝群臣於太極前殿）」および「御、軒に臨し、太極殿前にいて大会せり（御臨軒、大會於太極殿前）」<sup>65</sup>とある。

この五条の記録により、大朝会を行う時、皇帝が軒に渡御して、群臣と会見する。その軒は軒欄で囲まれた陞の一部であろう。その一番上にある軒は殿に近く、皇帝が大朝会の時、群臣の拝謁を受ける空間になった。

また、『西都賦』の「重軒三階」の記録により、皇帝の「臨」する「軒」は単純な構造ではなく、複数（複層）の構造であることが判る。「軒」は縁側のような構造である。漢代では「壤の陞は三糸あり（壤陞三糸）」（『新書』「退讓」）を通して殿の素朴さを表現する。ここで注目したいのは「壤（土）」で築いた三重の殿陞のことである。この記録により、前殿の殿陞の「重軒」は上下の「三層」構造で築かれたと考えられる。すなわち、前殿の南にある正階は左右両陞（一つは城であり、もう一つは平である）があり、上下三重である（図9・図10）。

## 六 二十七級の「天子階」構造

ところで、「陞」の級数について、『新書』「階級」には「陞九級者」と記されている。『説文解字』に、「級は次第なり（級、絲次第也）」とあり、清代の段玉裁『説文解字注』に、「級は「階の次第（階之次第）」<sup>66</sup>と注釈している。すなわち、「階齒」のある「城」は級という構造

を持ち、「城」ごとに「九級」ある。それでは、「城」の階は一重が九級あり、三重で二十七級となる。つまり、「重軒三階」の前殿の正階は合わせて二十七級あるという階数が推定できる。

しかし、この推定は正しいであろうか。ここで李毓芳の未央宮前殿の調査に基づいて検討してみる。

未央宮前殿の基址は南北約350メートル、東西約200メートルである。北は高く、南は低い。北の一番高いところは地面より15メートル高い。基址は南・中・北という三つの台面からなる（図8）。南の台面は1〜5メートル高く、中の台面は5〜10メートル高く、北の台面は15メートル高い。台面ごとに一つの大型の宮殿の遺跡<sup>67</sup>が発掘されている<sup>68</sup>。ここから判ることは殿跡の段差は約5メートルであるということである。

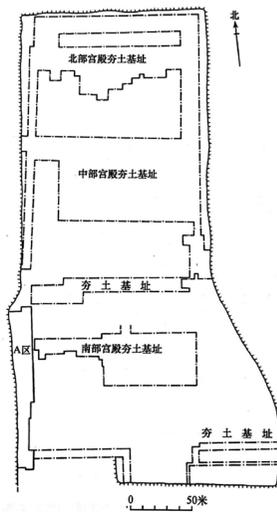


図8 未央宮前殿の考古遺址平面図  
出所：劉慶柱・李毓芳共著『漢長安城』（文物出版社、2003年）61頁

「陞」を築くものは、「陞石」および「博」<sup>礼が</sup>である。

「陞石」については、一九四二年に前漢時代の「北陞石」が発掘された。

石の上には「魯六年九月所造北陛」<sup>(69)</sup>との刻銘が見られる。この石の発掘場所は前漢景帝時期の諸侯王の魯恭王の古城であったため、『後漢書』「光武十王列傳」にある「魯恭王は宮室を好み、靈光殿を起て、甚だ壯麗なり(魯恭王好宮室、起靈光殿、甚壯麗)」<sup>(70)</sup>という記述が大いに参考となる。魯六年は魯恭王が靈光殿を建てた年であり、この石は靈光殿の北陛が築かれた時のものであると判断できる。『新書』「等齊」に「諸侯王在る所の宮は……皇帝在る所の宮の法を以て之を論ず(諸侯王所在之宮……以皇帝在所宮法論之)」<sup>(71)</sup>とあるため、魯恭王の靈光殿の構造は未央宮の前殿の構造を模倣したと言える。

前漢「北陛石」の「長さは95センチメートル、幅は42センチメートル、高さは19.5センチメートル」<sup>(72)</sup>である。これは諸侯王の宮にある「陛」であるため、皇帝の階段はそれより低いわけではない。また、漢の長樂宮の遺跡で漢代の階段を築く材料とする「中空の博(空心博)」が二〇〇三年に発掘された。この「中空の博」は宮殿の「上殿踏歩博」<sup>(73)</sup>として使われた。すなわち、殿に登る階段に使われる「博」である。そのうえ、その大きさは固定化されていた特徴があり、長さ約70センチメートル、幅33センチメートル、高さ20センチメートルである<sup>(74)</sup>。長樂宮は劉邦が朝会を行う空間であったため、未央宮で使われた階は同じ大きさのものだと考えられる。さらに「北陛石」より高く、礼儀に相応しい。この「踏歩博」の高さから推定すると、二十七級の階段の高さは大体5.4メートルになり、遺跡にある殿跡の高低差とほぼ一致している。したがって、遺跡の削平の実態を含めて考慮して、二十七は「陛」の級数であると推測できる。(図9)

また、秦咸陽宮第一号宮殿の基壇の遺跡は、東西約60メートルで、南北約45メートル、高さ(現在の耕地より高くなるの)は6メートルであ

る<sup>(75)</sup>。ちなみに、紀家道の秦宮殿の基壇の遺跡の高さは5.8メートルである<sup>(76)</sup>。ここで注目するのはこの二つの殿跡の高さである。この二つの数値により、戦国秦の宮殿の基壇の高さが未央宮前殿の一つの殿跡の高さとほぼ同じであることがわかる。そのため、前漢の建築構造は秦の建築構造の築き方を継承したと考えられる。

さらにまた、未央宮前殿は南北三つの宮殿<sup>(77)</sup>で組み合わせた建築群である<sup>(78)</sup>。ため(図8)、三つの宮殿の正階は同じ漢代の「天子階」の一部に違いない。三宮殿の「陛」構造は一致していた可能性もある。すなわち、宮殿ごとに「重軒三階」があり、そのうえ「左城右平」の段差構造を設けた。未央宮の前殿の全体をみると、「九重」の「階」があり、八十一の陛級があるという可能性がある。この構造は漢代の「皇陛九重」<sup>(79)</sup>の認識と一致しており、皇帝の身分を空間構造で強調していたのである。未央宮のこの大朝の三殿構造は後世の宮城にかなり深く影響を与えた。例えば、唐代の大明宮の含元殿・宣政殿・紫宸殿、宋代の開封宮城の大慶殿・文德殿・紫宸殿、明代の南京城の奉天城・華蓋城・謹身城および清代の前朝の太和殿・中和殿・保和殿<sup>(80)</sup>は全て三殿構造である。このような「殿陛」で築いた三殿構造は中国古代の「皇陛九重」の意識を空間の伝承と共に後世に伝えたと考えられる。

## 七 「除」・「堂塗」で繋がる「殿陛」空間

ところが、「天子階」の構造には階段以外の空間構造もある。それは「除」と「堂塗」である。

『漢書』「王莽傳」に「前殿より椒除に南下す(自前殿南下椒除)」<sup>(81)</sup>とある。これは王莽が殺される前に前殿から逃げた記録である。ここか

ら「椒除」は前殿の南にあることがわかるが、どの部分を示すのであろうか。「除」に関する説明は数条ある。

『説文解字』には「除は殿陛なり（除、殿陛也）」とあり、「人君は除陛を上る（人君上除陛）」ともある。唐代の顔師古は未央宮の前殿の「椒除」について、「除は殿陛の道なり。椒は芳香の名を取るなり（除、殿陛之道也。椒、取芳香之名也）」と注釈した。宋代の李誠『营造法式』は漢代の「除」について「除、これを階という（除謂之階）」<sup>82</sup> というように説明した。『説文解字注』に「（除）殿陛なり。殿は宮殿という。殿陛はこれを除という（殿陛也。殿謂宮殿。殿陛謂之除）」と説明してある。

「殿陛」については、『漢書』「東方朔傳」に「その時、（東方）朔は殿下で陛戟す（是時、朔陛戟殿下）」<sup>83</sup> とあり、『太平御覽』に引用された『漢書』「東方朔傳」の内容には「（前漢）武帝は未央前殿に坐せば、天雨は新たに止まる。（東方）朔は殿陛に在りて戟を執り、遙かに（もの）を指し、独語す（武帝坐未央前殿、天雨新止。朔執戟在殿陛遙指獨語）」<sup>84</sup> とある。この二条の内容は同じ時期のことを記録しているため、これによって、「殿陛」は「殿下」にあることが判明できる。「除」は殿下にある。

「除」は「殿」のどのような「陛」であろうか。陳蘇鎮は「未央宮四殿考」<sup>85</sup> の中で、「椒除」は前殿の階ではなく、前殿の大門の南にある「踏道」あるいは「慢道」と判断した。この「踏道」あるいは「慢道」は現在、未央宮の前殿遺跡の台基の南にある遺跡によって推定された。しかし、ここには問題がある。これは陳蘇鎮が未央宮の前殿遺跡にある中部の殿址を前殿と判断し、南部の殿址を前殿の大門と判断したことに基づく推論である。本稿は南部の殿址は前殿の大門であるかどうかは判断しないが、強調したいのは陳蘇鎮に指摘された「踏道」と「慢道」が前殿遺跡の台基の階を示す、ということである。すなわち、それも「殿陛」の

一部ではなからうか。

また、『漢書』「李廣蘇建傳」に「前に長君は奉車であり、雍棧陽宮に従って至る。輦を扶し、除に下りる。柱に触れ輦を折る（前長君為奉車、從至雍棧陽宮、扶輦下除、觸柱折輦）」<sup>86</sup> という記録がある。ここ「輦」と「輦」によって、「除」は「輦」の通過できる階段を示す。前述したように、「平」は車の通過できる階段であるが、「平」以外に車の通過できる空間構造がある。それは「軒」にあり、斜面の「平」ではない平途の部分である。この平途は間違いなく「殿陛」の一部である。すなわち、「除」は顔師古の言ったように、「階陛」のない「殿陛」の道を示しており、車が通過できる「軒」にある「平途」である。

また、「殿陛」の構造にはもう一つ見過ごせない部分がある。それは「堂塗」ということである。『説文通訓定声』に「字は古は塗に借り、後に変じて途に作り、又た塗に作る（字古借塗、後變作途。又作塗）」<sup>87</sup> とあり、「堂塗」、「堂途」および「堂塗」は同義であったことがわかる。

『周禮』「考工記」には「堂塗」の記録がある<sup>88</sup>。「堂塗」は先秦時代において既に設けられたものである<sup>89</sup>。また、『玉篇』に「途、路なり（途、路也）」および『廣韻』に「道なり（道也）」という解釈がある。それ以外、歴代の学者たちも「堂塗」について次のように説明している。

後漢の鄭玄は「階の前をいう。今の令壁械の若くなり（謂階前、若今令壁械也）」と注をつけた。唐代の賈公彦は「漢の時、堂塗を名づけて令壁械と為す。令壁、則ち今の埽なり。械、則ち埽道のものなり（漢時名堂塗為令壁械、令壁、則今之埽也。械、則埽道者也）」<sup>90</sup> と解釈した。『朱子語類』に「行、堂塗なり。古人廊屋なき、ただ堂の階下において两条の路をとる（行、堂塗也。古人無廊屋、只於堂階下取兩條路）」<sup>91</sup> とある。また、「堂塗、堂下より門に至る徑なり（堂塗、堂下至門之徑

也」<sup>(92)</sup>とある。

この四条の説明により、「堂塗」は階の前で階の下にある「途」ということがわかる。この構造は先秦時代から継承されてきた。図4と図5のように漢長安城の桂宮の南院にある主殿の遺跡で東西兩階と繋がっている「堂塗」の遺跡が発見されている。宮殿の南にある兩階は殿に登るために築いた。その兩階は対称に設けられた。東階の南部は埤を敷きつめ道と繋がっている。その道の幅は3.1メートルである。西階の南部も埤を敷きつめ道と繋がっている。その道の幅は4.4メートルである。この二つの道は南へ延びており、宮殿の南部の庭にある<sup>(93)</sup>。これは桂宮の主殿の「堂塗」と推定できる。

しかしながら、秦漢時代の「堂塗」の場合、「三軒」にある「堂塗」の部分を見ることができない。この部分は「除」の一部と重なっている。「軒」の「堂塗」は同じく階の前・階の下に築かれた。つまり、三重の「軒」にも「堂塗」があったのである。秦漢時代の「堂塗」はすでに殿の「途」に発展してきた。三重の「軒」にある「堂塗」および陸の下にある「廷」にある「堂塗」は立体的な廷の空間を作った。「軒」にある「堂塗」は三重の「城」・「平」をつなげた。「堂塗」全体は陸と廷の空間を総合的に西・中・東部に分けた。中部は皇帝の御座に直面する空間であり、朝廷儀礼の中心空間である。多くの研究者たちはこれを朝廷空間の中軸線で表現した。また、「堂塗」で分けた西・東部は官吏の位置である。この西・中・東に分けた空間構造は後世の朝廷空間の原点になって継承されたのである。(図9)

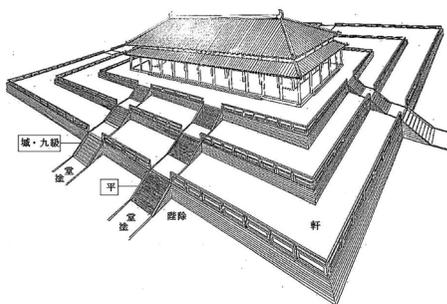


図9 「天子階」(陸)の構造立体イメージ図  
筆者の考えに基づき、原田輝代雄氏によって作成

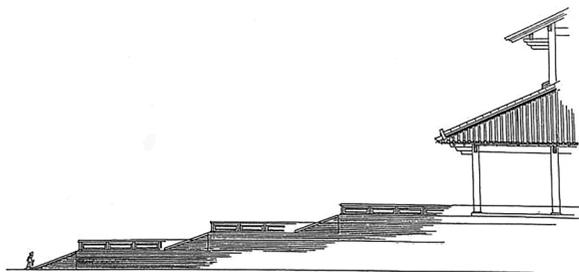


図10 「天子階」(陸)の側面イメージ図  
筆者の考えに基づき、原田輝代雄氏によって作成

## 八 「周旋」の「天子階」構造

前文で正階とする南階について検討した。しかし、「天子階」は南階のみならず、側階も含むのである。

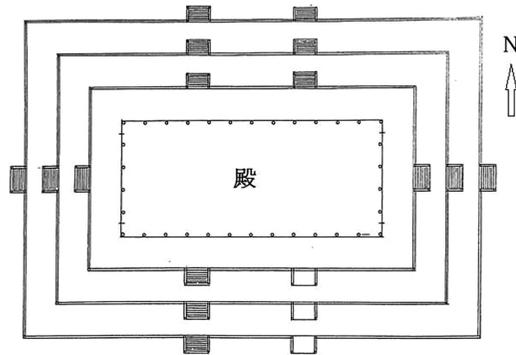


図11 「天子階」(階)の平面イメージ図  
筆者の考えに基づき、原田輝代雄氏によって作成

蔡質『漢儀』には、「正月の朝、天子德陽殿」に幸し、軒に臨す……其の德陽殿周旋には万余人を容る。階高きことは一丈、皆文石(を以て)壇を作る(正月朝、天子幸德陽殿、臨軒……其德陽殿周旋容萬餘人。階高一丈、皆文石作壇)という記録がある。

「重軒三階」について分析したように、軒と基壇を囲んで築いた木造の欄によって設けられた空間である(図9)。軒で表現された空間は一面

だけでなく、「周旋」の空間である。軒のほか、側階も存在していたため、側階は軒とともに「周旋」の「天子階」構造を作り上げていた。

側階については、秦漢時代の文献史料には以下のように「西階」・「東階」・「北階」についての記録がある。

『後漢書』「礼儀中」には「封するに阜囊を以てし、西階に送る(封以阜囊、送西階)」とある。

湖北省江陵張家山三三六号漢墓で発掘された簡牘の一部が発表され、内容から「朝律」の記録と推測された。果たして「朝律」であるかどうかはここで検証しないが、注目したいのは第四条の内容である。第四条には「謁者、一人、東階に立つ者、南面す(謁者一人立東階者南面)」とあり、「東階」は記録されている。

第六節で言及したように「北階石」には、明白に「魯六年九月所造北階」と刻まれた。

さらに、『漢書』「諸侯王表」に「(諸侯王)藩国……宮室百官、制を京師に同じくす(諸侯王)藩国……宮室百官、同制京師)」とある。すなわち、諸侯王の藩国の宮室は都を模倣して構築されたのである。そのため、諸侯王の藩国である魯国の正殿とする靈光殿の構造より未央宮の前殿の構造を推定することも可能になる。且つまた、靈光殿の「北階」の存在から前殿にも「北階」があることが推定できる。

然るに、張衡『東京賦』には「殿下で観えるべきものは、蓋し数万を以て計る(當觀於殿下者、蓋數萬以計)」とある。ここで強調されるのは万人が収容できる「周旋」の空間のことである。

そのうえに、未央宮の第二号遺跡の正殿の台基においては、東西にそれぞれ一つの殿に登る踏道があり(殿の南にある東西両階ではない、図2・図3)、東踏道の東西の長さが10メートルで、南北の幅は4メートル

ルである。一方、西踏道の東西の長さが9メートルで、南北の幅は71.83メートルである<sup>102</sup>。未央宮第二号遺跡の正殿は椒房殿と判明された。『漢書』「霍光金日磾傳」に「椒房中宮の重あり(有椒房中宮之重)」<sup>103</sup>と書かれるため、椒房殿は皇后の正殿であることがわかる。椒房殿の東西にある踏道が「側階」であると楊鴻勛は指摘した<sup>104</sup>(図2)。椒房殿に「側階」があることにより、皇帝の前殿の構造は皇后の主殿より更に完備されたため、皇帝の前殿の東西にも側階があることは推定できよう。すなわち、「天子階」の繋がる空間は南にある廷だけでなく、東西庭<sup>105</sup>とも関連していた。つまり、「陛」で繋がるのは一面の空間ではなく、殿とそのまわりにある「周旋」的な空間と連結していた(図11)。

## 九 結論

先秦時代における「陛」は天子専用の構造ではなかったが、秦漢時代に入り、「陛」は皇帝空間に設けられる「天子階」になった。それと共に、「陛」は君主の空間施設から皇帝の空間施設への発展に従い、更に複雑になり、多様化してきた。

宮城にある正殿の殿陛からいうと、「陛」は先秦の正階の東西「両階」の構造を継承し、「城」・「平」という特徴を持っていた。朝廷空間の中心建物とする前殿において、「重軒三階」の殿陛構造を設け、二十七級の「天子階」を構築した。「軒」にある「堂塗」と「廷」にある「堂塗」は「陛」・「廷」空間を結びつけた。しかも、正面にある両陛と側面にある「陛」によって朝廷にある「周旋」的な核心空間を築いた。

総じていえば、この両陛・三階・二十七級・東西塗を持ち、「周旋」的な空間を築いた階段は秦漢帝国の「天子階」(陛)である。秦漢帝国

の「天子階」は後世の朝廷における「陛」に影響を与えた原点となったといえる。

この「天子階」は「殿」と「廷」の媒介とし、両者を連結する施設である。「天子階」によって、殿を中心とする朝廷空間の上下関係は表現され、皇帝の身分も強調され、官吏の等級も反映され<sup>106</sup>、秦漢時代の「階級」意識も表明された。

「壮麗に非ざれば以て威を重くするなし(非壯麗無以重威)」(『史記』「高祖本紀」と蕭何の言ったように、帝国の宮城の構築は皇帝の「威」を表現するのである。すなわち、「皇権」を強調するのは宮城建設の目的の一つである。皇帝の御座は陛の上に位置するため、「陛」は皇帝の「威」を表現する施設である。

「天子階」の正陛は「左城右平」という「王者宮」(『七略』)の特有の階段特徴を通して、皇帝の身分を表明する。高い地勢を利用して築いた「重軒三階」の「陛」の上下構造は皇帝の高い地位を体現する。

且つまた、本稿の第一節で言及した通り、官吏は「陛」のように連結の役割を果たすのである。すなわち、官吏は皇帝と平民を結びつける存在である。皇帝は官吏を管理することを通して帝国に対する統治を実現する。そのうえ、「三公……九卿(を設け)……一卿ごとに大夫三人を置く、一大夫に元士三人を置く。凡そ二十七大夫、八十一元士、分けて中都の官の諸職に主る」(『漢書』「王莽傳」という官吏設置の記録により、秦漢時代の官吏の等級は明白であることがわかる。秦漢帝国の「等級分明」(『新書』「階級」)の官吏制度は「陛」の「階級」で表現される。更に、それは「二十七級」で築かれた「階」という空間施設によって可視的に反映されると考えられる。

また、東西「堂塗」は朝廷における中心軸空間を構築する。「陛」の

全体からみると、「天子階」を通して築いたのは万人の入られる「周旋」的な空間であることがわかる。

したがって、秦漢時代における「天子階」(陞)は空間という可視的な次元において、中国の皇帝制度を象徴的に表現するものである。

註

- (1) 『新書校注』卷二(中華書局、二〇〇〇年)七九頁。
- (2) 前漢の賈誼『新書』「階級」には「天子如堂、群臣如階、衆庶如地。故堂之上、廉遠地則堂高、近地則堂卑。高者難攀、卑者易陵、理勢然也。故古者聖王制為列等、內有公卿大夫士、外有公侯伯子男、然後有官師小吏、施及庶人、等級分明、而天子加焉、故其尊不可及也」とある。
- (3) 『独断』卷上(明 新安程榮校版)一頁。
- (4) 前掲書『独断』卷上、二、三頁による。
- (5) 岡野誠「唐代の平闕式についての一考察(下)―敦煌写本『唐天宝職官表』の検討を通して―」(『法律論叢』第八九卷、第一号、二〇一六年七月)八(二六九)頁による。
- (6) 『説文解字』卷十四下・阜部(中華書局、一九八五年)四八一頁。
- (7) 前掲書『説文解字』卷十四下・阜部、四八一頁による。
- (8) 前掲書『独断』卷上、二頁による。
- (9) 渡辺信一郎「天空の玉座―中国古代帝国の朝政と儀礼」(柏書房、一九九六年)を参照。
- (10) 陳蘇鎮「秦漢殿式建築の布局」(『中国史研究』、二〇一六年、第三期)を参照。
- (11) 劉敦楨「漢長安城未央宮」(中国社会科学院考古研究所漢長安城工作隊・西安市漢長安城遺址保管所編『漢長安城遺址研究』、科学出版社、二〇〇六年)を参照。
- (12) 楊鴻勛『宮殿考古通論』(紫禁城出版社、二〇〇一年)を参照。
- (13) 李毓芳「漢長安未央宮の考古発掘と研究」(『文博』、一九九五年、第三期)を参照。
- (14) 『墨子』「備城門」諸篇の成書年代については、秦彦士は李学勤らの学者の主張に基づき、「備城門」諸篇の内容を考証したうえに、紀元前三八五年

(紀元前三二〇年の間と判断した。(秦彦士『古代防衛軍事と墨家平和主義―墨子・備城門―総合研究』、人民出版社、二〇〇八年による。)秦彦士は「備城門」の内容と先秦時代の軍事状況を対比して分析した。単なる史料のみを検討するのではなく、当時の実際的な状況も詳しく調べたため、秦彦士の考証結果の信憑性が高い。故に、本稿において、『墨子』「備城門」にある「陞」の記録を先秦時代の「陞」の特徴を表す史料として引用したのである。

- (15) この二条の『墨子』「備城門」の記録は『墨子校注』卷十四・備城門第五十二(中華書局、一九九三年)七七八頁による。
- (16) 前掲書『墨子校注』卷十四・備城門第六十二、八五九頁による。
- (17) 『楚辞』(中華書局、二〇〇九年)一三五頁。
- (18) 『諸子集成』「慎子」(世界書局、一九三五年)一三三頁。
- (19) 『戦国策』卷三十一・燕三「燕太子丹質於秦亡歸」(上海古籍出版社、一九八五年第二版)、一一三八頁。
- (20) 『戦国策』「濮陽人呂不韋賈於邯鄲」には「異人至、不韋使楚服而見。王后悦其狀、高其知、曰『吾楚人也。』而自子之、乃變其名曰楚。王使子誦、子曰『少棄捐在外、嘗無師傳所教學、不習於誦。』王罷之、乃留止。問曰『陛下嘗軼車於趙矣、趙之豪桀、得知名者不少。今大王反國、皆西面而望。大王無一介之使以存之、臣恐其皆有怨心、使邊境早開。』王以為然、奇其計。王后勸立之。王乃召相、令之曰『寡人子莫若楚。』立以為太子。」とある。(前掲書『戦国策』卷七・秦五「濮陽人呂不韋賈於邯鄲」、二七九、二八〇頁による)。
- (21) 拙稿「先秦・秦漢『陞下』攷」(『山口大学文學會志』第六八卷、二〇一八年三月)を参照。
- (22) 『藝文類聚』卷六十二・居處部二・殿(上海古籍出版社、一九六五年)一一二頁。
- (23) 「陞」は二種類の皇帝空間に設けられた。一つは本稿で検討している殿陞であり、もう一つは壇陞である。ここで皇帝が天を祭る圓壇と地を祀る方壇において、「陞」という「天子階」が設けられた例を挙げてみよう。
- 『後漢書』「祭祀志」には「圓壇八陞を為し、中、又重壇を為す(為圓壇八陞、中又为重壇)」とあり、また「北郊、雒陽城の北四里に在りて方壇四陞を為す(北郊在雒陽城北四里、為方壇四陞)」とある。
- (24) 前掲・拙稿「先秦・秦漢『陞下』攷」においては、先秦時代・秦漢時代の「陞

- 「下」の記録を検討することを通して、秦漢時代の「臨朝」皇太后は皇帝以外に「陛下」と称される者であることがわかる。その原因は、皇太后が皇帝の政務代理人になり、皇帝と同様の朝政地位を持っていたため、「陛下」と称されるのである。
- (25) 前掲註(5)に同じ。
- (26) 『史記』卷六・秦始皇本紀第六(中華書局、一九六三年)二五六頁。
- (27) 前掲書『史記』卷八・高祖本紀第八、三八六頁による。
- (28) 劉敦楨主編『中国古代建築史』(中国建築工業出版社、一九八四年)四十八頁。前掲の正階は皇帝に拝謁するとき、主要な空間施設であり、「陛」の最も重要な部分と言える。
- (29) 『大戴禮記解詁』卷十二・朝事第七十七(中華書局、一九八三年)二三〇頁。
- (30) 『諸子集成』『申鑒』時事第二(世界書局、一九三五年)一三頁。
- (31) 『儀禮注疏』(北京大學出版社、一九九九年)五二〇～五二二頁。
- (32) 『尚書』(中華書局、二〇〇九年)二八八頁。凡について、程瑤田『釋宮小記』に「凡、謂階之兩旁自堂至庭地斜安一石、擯階齒而輔之、如今樓梯必有兩碑以安步級、俗謂之樓梯腿也」とある。すなわち、凡は階段の両側に設置された石である。また、俞樾『群經平議』は「从之、其說是也」というように程瑤田の説明に賛成するのである。
- (33) 『路寝者何、正寝也。』(『公羊傳』)「路寝、正寝也。」(『穀梁傳』)晋の杜預は「公之正居也」と注をつけた。
- (34) 『禮記』「玉藻」に「朝、辨色始入。君日出而視之、退適路寢聽政、使人視大夫、大夫退、然後適小寢釋服」とある。
- (35) 『通典』(校點本) 礼十九(中華書局、一九八八年)。
- (36) 前掲書『史記』卷四十七・孔子世家第十七、一九四四頁による。
- (37) 阼、主階也。(『說文解字』)
- (38) 前掲書『說文解字』卷四下・步部、一二七頁による。
- (39) 『禮記注疏』卷二十・文王世子第八(藝文印書館影印本)。
- (40) 『呂氏春秋』孟冬紀第十による。
- (41) 『漢書』卷九十九上・王莽傳第六十九上(中華書局、一九六四年)四〇八〇頁による。
- (42) 前掲書『漢書』卷九十九下・王莽傳第六十九下、四一八〇頁による。
- (43) 中国社会科学院考古研究所編『漢長安城未央宮——1980—1989年考古發掘報告』(中国大百科全書出版社、一九九六年)一七頁による。
- (44) 劉慶柱・李毓芳共著『漢長安城』(文物出版社、二〇〇三年)一六頁による。
- (45) 『宋刊明州本六臣注文選』卷一(人民文学出版社、二〇〇八年)二五頁に収録されている。
- (46) 納陛は君主が臣下に賜る九錫の礼の一つ。九錫とは「一曰車馬、二曰衣服、三曰樂器、四曰朱戶、五曰納陛、六曰虎賁、七曰斧鉞、八曰弓矢、九曰桓鬯」(後漢の応劭の説明)とのことである。
- (47) 前掲書『藝文類聚』卷六十二・居處部二・殿、一一二二頁による。
- (48) 『後漢書』卷四十一・班彪列傳第三十上(中華書局、一九六五年)一三四〇頁。
- (49) 前掲書『宋刊明州本六臣注文選』二五頁による。
- (50) 『太平御覽』卷二十九・時序部十四(中華書局影印本、一九六〇年)による。
- (51) 崇德殿は漢の洛陽の南宮にあったと通説であったが、洛陽の北宮にあった説もある(佐川英治「曹魏太極殿の所在について」、下定雅弘編、佐川英治・橋英範共著『六朝・唐代の知識人と洛陽文化』、岡山大学文学部プロジェクト研究報告書一五、岡山大学文学部、二〇一〇年)。本稿では崇德殿の所在について検討しなく、正殿とする崇德殿の「陛」を検討の対象とするのである。
- (52) 『三國志』卷一・魏書(中華書局、一九六四年)二七六頁。
- (53) 『水經注校證』卷十六(中華書局、二〇〇七年)による。
- (54) 前掲書『後漢書』一九九頁、二〇三頁による。
- (55) 魏の太極殿は漢の洛陽の崇德殿に基づいて構築された。そのうえ、魏の太極殿は西晋になり、正殿とされたため、西晋の太極殿の構造は崇德殿に影響されたと考えられるため、本稿では、一つの論拠として提示されている。
- (56) 『西京雜記』卷一(三秦出版社、二〇〇六年)一頁。
- (57) 前掲書『水經注校證』卷十九による。
- (58) 『漢官六種』に「陛高二丈」と記録されている。
- (59) 前掲書『通典』礼十三に収録される。
- (60) 前掲『漢長安城及未央宮』(『漢長安城遺址研究』二五六頁)による。
- (61) 劉敦楨によれば、「陛」の基壇は石や土で築き上げたが、その上の建築は木造である。
- (62) 前掲書『漢長安城』六七頁を参照。
- (63) 前掲書『後漢書』卷五十二・崔駰列傳第四十二、一七三二頁による。
- (64) この三条は『太平御覽』時序部十四に収録されている。
- (65) (清)段玉裁『說文解字注』(上海古籍出版社、一九九八年)による。
- (66)

- (67) 南の殿跡は東西75メートル南北50メートルであり、中の殿跡は東西130メートル南北70メートルであり、北の殿跡は東西120メートル南北50メートルである。(李毓芳「漢長安城未央宮の考古発掘と研究」を参照。)
- (68) 前掲「漢長安城未央宮の考古発掘と研究」(『文博』)を参照。
- (69) 孔凡敏・丁輝共著「曲阜魯國故城靈光殿北階石」(『中国書法・書学』、二〇一七年、第三期)。
- (70) 前掲書『後漢書』卷四十二・光武十王列傳第三十二、一四三三頁による。
- (71) 前掲書『新書校注』卷一、四六頁による。
- (72) 前掲註(69)に同じ。
- (73) 長樂宮の「上殿空心踏歩磚」は孤証ではない。一九八一〜一九八三年に発掘された未央宮の椒房殿の遺跡でも「上殿空心踏歩磚」は出土した。(中国国家博物館編『文物中国史4・秦漢時代』山西教育出版社、二〇〇三年、四五頁による。)
- (74) 王曉梅「漢長安城所見西漢宮殿建築室內裝修手法淺析」(中国社会科学院考古研究所漢長安城工作队・西安市漢長安城遺址保管所編『漢長安城遺址研究』、科学出版社、二〇〇六年)による。
- (75) 秦都咸陽考古工作站「秦都咸陽第一号宮殿建築遺址簡報」(『文物』、一九七六年第一期)による。
- (76) 前掲書『漢長安城』六七頁による。
- (77) 秦代の前殿は三殿構造であるかどうか、未だ不明である。
- (78) 前掲「漢長安城未央宮の考古発掘と研究」(『文博』)を参照。
- (79) (前漢) 焦延壽「焦氏易林」(『坤之』)に「皇隆九重、絶不可登。未見王公、謂天蓋高」とある。
- (80) 前掲書『漢長安城』六六頁による。
- (81) 『漢書』「王莽傳下」に「三日庚戌、晨旦明、群臣扶掖莽、自前殿南下椒除、西出白虎門、和新公王揖奉車待門外、莽就車」とある。
- (82) 『营造法式』(商務印書館、一九三三年)による。
- (83) 前掲書『漢書』卷六十五・東方朔傳第三十五、二八五六頁による。
- (84) 前掲書『太平御覽』兵部三十八による。
- (85) 陳蘇鎮「未央宮四殿考」(『歷史研究』、二〇一六年、第五期)を参照。
- (86) 前掲書『漢書』卷五十四・李廣蘇建傳第二十四、二四六四頁による。
- (87) 『説文通訓定声』(上海掃葉山房書局、一九二八年)による。
- (88) 『周禮』「考工記」に「堂涂十有二分」とある。
- (89) 『爾雅』「釋宮」には「堂塗、陳という(堂塗、謂之陳)」とあり、『釋名』「釋宮室」には「陳、堂塗なり、賓主相迎陳列之處也」とある。堂塗也、言賓主相迎陳列之處也」とある。
- (90) この二条は『周禮注疏』卷四十二(北京大学出版社、二〇〇〇年)による。
- (91) 『朱子語類』礼七・祭による。
- (92) 『毛詩正義』国風、卷七之一(北京大学出版社、一九九九年)四五二頁。
- (93) 前掲書『漢長安城』一一六頁による。
- (94) 漢の洛陽の北宮の大朝のころ。
- (95) 前掲註(59)に同じ。
- (96) 前掲註(60)に同じ。
- (97) 前掲書『後漢書』志第五・儀礼中、三二二六頁による。
- (98) 曹旅寧「張家山336号漢墓『朝律』的幾個問題」(『華東政法大学学报』、二〇〇八年、第四期)による。
- (99) 前掲註(69)に同じ。
- (100) 前掲書『漢書』卷十四・諸侯王表第二、三九四頁による。
- (101) 前掲書『太平御覽』時序部十四に収録されている。
- (102) 前掲書『漢長安城未央宮』1980-1989年考古發掘報告を参照。
- (103) 前掲書『漢書』卷六十八・霍光金日磾傳第三十八、二九三四頁による。
- (104) 前掲書『宮殿考古通論』二四〇頁を参照。
- (105) 『蔡中郎集』には「温德殿東庭中」とある。
- (106) 『漢書』「王莽傳」には「始建國元年正月朔……去漢號焉……置大司馬司允、大司徒司直、大司空司若、位皆孤卿。更名大司農曰羲和、後更為納言、大理曰作士、太常曰秩宗、大鴻臚曰典樂、少府曰共工、水衡都尉曰予虞、與三公司卿凡九卿、分屬三公。每一卿置大夫三人、一大夫置元士三人、凡二十七大夫、八十一元士、分主中都官諸職」とある。

特別感謝…図9・図10・図11は原田輝代雄氏によって作成された。ここに山口市在住の篆刻家である原田輝代雄氏に謹んで感謝の意を表する。